

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			助手
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)			
法学部	法学科	11	-	9	-	2	-	-	-	22	-	-	
	政治学科	16	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	
法学部 計		27	0	9	0	2	0	0	0	38	0	-	副手11・T A18 (学部所属)
経済学部	経済学科	15	-	3	-	-	-	-	-	18	-	-	
	経営学科	16	-	2	-	-	-	-	-	18	-	-	
経済学部 計		31	0	5	0	0	0	0	0	36	0	-	副手11・T A3 (学部所属)
文学部	哲学科	8	-	1	-	-	-	1	-	10	-	-	副手2・T A10
	史学科	7	-	2	-	-	-	1	-	10	-	-	副手2・T A15
	日本語日本文学科	10	-	1	-	-	-	1	-	12	-	-	副手3・T A9
	英米文学科	10	-	2	-	-	-	1	-	13	-	-	副手3・T A8
	ドイツ語圏文化学科	6	-	1	-	-	-	1	-	8	-	-	副手2・T A2
	フランス語圏文化学科	7	-	1	-	-	-	1	-	9	-	-	副手2・T A6
	心理学科	5	-	3	-	-	-	1	-	9	-	-	副手2・T A6
文学部 計		53	0	11	0	0	0	7	0	71	0	-	副手2・R A2 (学部所属)
理学部	物理学科	7	-	2	-	-	-	9	-	18	-	-	T A17・R A5
	化学科	11	-	-	-	-	-	9	-	20	-	-	T A23・R A3
	数学科	9	-	-	-	-	-	6	-	15	-	-	T A8
	生命分子科学研究所	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
理学部 計		27	0	2	0	0	0	25	0	54	0	-	
法務研究科法務専攻(専門職)		10	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	副手4
教職課程		3	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	副手2
スポーツ・健康科学センター		3	-	2	-	1	-	-	-	6	-	-	副手2
計算機センター		2	-	-	-	-	-	6	-	8	-	-	副手3
外国語教育研究センター		8	-	4	-	-	-	-	-	12	-	-	副手5
東洋文化研究所		-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	副手2・T A11
史料館		-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	
合計		164	0	34	0	3	0	41	0	242	0	-	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。
- (学習院大学)

[注] 1 法務研究科を除いて大学院研究科専任教員はいない。

1-2 学部の教員組織

(表19-2)

学部・学科等		専任教員数										設置基準上 必要専任教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数 (表14(B)/計(A))	兼任 教員数	備考	
		教授		准教授		講師		助教		計(A)						助手
		特任等 (内数)														
法学部	法学科	11	-	9	-	2	-	-	-	22	-	-	13	54.2	11	
	政治学科	16	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	13		44	
	法学部 計	27	0	9	0	2	0	0	0	38	-	-	26		55	副手11・T A18 (学部所属)
経済学部	経済学科	15	-	3	-	-	-	-	-	18	-	-	13	62.3	29	
	経営学科	16	-	2	-	-	-	-	-	18	-	-	13		38	
	経済学部 計	31	0	5	0	0	0	0	0	36	-	-	26		67	副手11・T A3 (学部所属)
文学部	哲学科	8	-	1	-	-	-	1	-	10	-	-	6	40.5	32	副手2・T A10
	史学科	7	-	2	-	-	-	1	-	10	-	-	6		28	副手2・T A15
	日本語日本文学科	10	-	1	-	-	-	1	-	12	-	-	7		32	副手3・T A9
	英米文学科	10	-	2	-	-	-	1	-	13	-	-	7		37	副手3・T A8
	ドイツ語圏文化学科	6	-	1	-	-	-	1	-	8	-	-	6		16	副手2・T A2
	フランス語圏文化学科	7	-	1	-	-	-	1	-	9	-	-	6		21	副手2・T A6
	心理学科	5	-	3	-	-	-	1	-	9	-	-	6		20	副手2・T A6
文学部 計	53	0	11	0	0	0	7	0	71	-	-	44	186	副手2・R A2 (学部所属)		
理学部	物理学科	7	-	2	-	-	-	9	-	18	-	-	8	12.6	13	T A17・R A5
	化学科	11	-	-	-	-	-	9	-	20	-	-	8		19	T A23・R A3
	数学科	9	-	-	-	-	-	6	-	15	-	-	8		10	T A8
	生命分子科学研究所	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-		-	
理学部 計	27	0	2	0	0	0	25	0	54	-	-	24	42			
教職課程	3	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-			15	副手2	
学芸員資格取得	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-			13		
総合基礎	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-			100		
スポーツ・健康科学センター	3	-	2	-	1	-	-	-	6	-	-			17	副手2	
計算機センター	2	-	-	-	-	-	6	-	8	-	-			10	副手3	
外国語教育研究センター	8	-	4	-	-	-	-	-	12	-	-			153	副手5	
東洋文化研究所	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-			-	副手2・T A11	
史料館	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-			-		
大学全体の取容定員に 定める専任教員数												58				
合計	154	0	34	0	3	0	41	0	232	0	0	178		658		

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、学部教育を担当する専任教員について作表すること。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
 - 3 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても**専任として**授業を担当している教員数も含めて記入すること。その場合、(表19-3)および(表19-4)の専任教員が、本表においても専任教員に算入される。
たとえば、大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合がこの典型的な例である。
 - 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入すること。
 - 5 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないこと。
 - 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
 - 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。
 - 8 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。併設短期大学からの兼務者も「兼任教員数」の欄に含めること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は学科ごとではなく学部全体で記述してもよい。
 - 9 「設置基準上必要専任教員数」欄には、大学設置基準別表第一、第二をもとに算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
 - 10 「助手」欄には、大学院研究科等の専任で学部の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
 - 11 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。

研究科・専攻	専任教員数								専任教員のうち				兼任教員数	備考	
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数					
	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】	【特任等 (内数)】					
法学研究科	法律学専攻（博士後期）	11	9	2		22	-	22	(11)	0	5	(4)	5	11	
政治学研究科	政治学専攻（博士前期）	16	-	-	-	-	-	16	(16)	0	3	(2)	3	44	
	政治学専攻（博士後期）	16	-	-	-	-	-	16	(16)	0	3	(2)	3	44	
経済学研究科	経済学専攻（博士前期）	15	-	3	-	-	-	18	(15)	0	5	(4)	4	29	
	経済学専攻（博士前期）	15	-	3	-	-	-	18	(15)	0	5	(4)	4	29	
経営学研究科	経営学専攻（博士前期）	16	-	2	-	-	-	18	(16)	0	5	(4)	4	38	
	経営学専攻（博士前期）	16	-	2	-	-	-	18	(16)	0	5	(4)	4	38	
人文科学研究科	哲学専攻（博士前期）	8	-	1	-	-	-	9	(8)	0	2	(2)	3	32	
	哲学専攻（博士後期）	8	-	1	-	-	-	9	(8)	0	2	(2)	3	32	
	史学専攻（博士前期）	7	-	2	-	-	-	9	(7)	0	4	(3)	3	28	
	史学専攻（博士後期）	7	-	2	-	-	-	9	(7)	0	4	(3)	3	28	
	日本語日本文学専攻（博士前期）	10	-	1	-	-	-	11	(10)	0	3	(2)	2	32	
	日本語日本文学専攻（博士後期）	10	-	1	-	-	-	11	(10)	0	3	(2)	2	32	
	イギリス文学専攻（博士前期）	10	-	2	-	-	-	12	(10)	0	3	(2)	2	37	
	イギリス文学専攻（博士後期）	10	-	2	-	-	-	12	(10)	0	3	(2)	2	37	
	ドイツ文学専攻（博士前期）	6	-	1	-	-	-	7	(6)	0	2	(2)	3	16	
	ドイツ文学専攻（博士後期）	6	-	1	-	-	-	7	(6)	0	2	(2)	3	16	
	フランス文学専攻（博士前期）	7	-	1	-	-	-	8	(7)	0	2	(2)	3	21	
	フランス文学専攻（博士後期）	7	-	1	-	-	-	8	(7)	0	2	(2)	3	21	
	心理学専攻（博士前期）	5	-	3	-	-	-	8	(5)	0	2	(2)	3	20	
	心理学専攻（博士後期）	5	-	3	-	-	-	8	(5)	0	2	(2)	3	20	
人文科学研究科（博士前期）	計	53	0	11	0	0	0	64	(53)	0	18	(15)	19	186	
人文科学研究科（博士後期）	計	53	0	11	0	0	0	64	(53)	0	18	(15)	19	186	
自然科学研究科	物理学専攻（博士前期）	7	-	2	-	-	-	9	(7)	0	4	(3)	3	13	
	物理学専攻（博士後期）	7	-	2	-	-	-	9	(7)	0	4	(3)	3	13	
	化学専攻（博士前期）	11	-	-	-	-	-	11	(11)	0	4	(3)	3	19	
	化学専攻（博士後期）	11	-	-	-	-	-	11	(11)	0	4	(3)	3	19	
	数学専攻（博士前期）	9	-	-	-	-	-	9	(9)	0	4	(3)	3	10	
	数学専攻（博士後期）	9	-	-	-	-	-	9	(9)	0	4	(3)	3	10	
自然科学研究科（博士前期）	計	27	0	2	0	0	0	29	(27)	0	12	(9)	9	42	
自然科学研究科（博士後期）	計	27	0	2	0	0	0	29	(27)	0	12	(9)	9	42	

()内は教授の数を内数で示す。

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、大学院研究科の教育を担当する専任教員について作表すること。
- 2 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、次表(表19-4)により別に作表すること。
- 3 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、たとえば、その学部・学科等に基礎を置く当該研究科・専攻等においても専任として授業を担当している常勤教員数も含めて記入すること。その場合、前表(19-2)の専任教員が、本表にも専任教員に算入される。
- 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学院設置基準等における必要専任教員数に留意して大学院研究科の教育を担当する専任教員数を適切に記入すること。
- 5 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
- 6 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指す。
- 7 「研究指導教員数」欄の()には、教授の数を内数で記入すること。
- 8 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を同一の課程に重複して算入しないこと。1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできるが、どちらか一方の課程において、複数の専攻の専任とすることはできないので、留意すること。
- 9 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること(重複可)。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく研究科全体で記述してもよい。
- 10 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)により算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
- 11 「助手」欄には、学部・学科等の専任で大学院研究科の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
- 12 専任教務補助員(例えば、いわゆる副手、実験補助員等)、ティーチングアシスタント(TA)、リサーチアシスタント(RA)については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。

(学習院大学)

[注] 1 各専攻において博士前期課程と博士後期課程を担当する教員は同一人であるため、人文科学研究科と自然科学研究科の教員数計は、実数を記入しております。

1-4 専門職大学院の教員組織

(表19-4)

法務研究科・法務専攻 (専門職)		専任教員数							設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数	兼 任 教員数	備 考
		教授	准教授	講 師	助教	計	助手					
		特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)					
専 任 教 員 の 内 訳	専任教員	4				4		/		4	副手4	
	専任(兼担)教員	2				2						
	実務家教員	6				6						
	みなし専任教員	0				0						
合 計		12	0	0	0	12		13	11.0	4	副手4	

専任教員に占める 教授の比率 (%)	100.0%
-----------------------	--------

専任教員に占める 実務家教員の比率 (%)	50.0%
--------------------------	-------

- [注] 1 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表すること。
- ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②「専任(兼担)教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、他学部・他研究科または法科大学院を一専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者(ただし、専門職大学院設置基準付則2ただし書により博士課程の専任に算入している教員は除く)
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者
 - ④「みなし専任教員」：上記実務家教員のうち、同告示同条第2項の規定により、専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(教育研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
 - 3 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
 - 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。なお、国立大学所属教員については、「兼担」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
 - 5 「助手」欄には、学部・学科等の専任で専門職大学院の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
 - 6 専任教務補助員等については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。

(学習院大学)

- [注] 1 専任教員1名が10月1日着任予定。